㊰

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、契約書記載の業務（第２７条第５号イを除き、以下「業務」という。）の委託契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下単に「仕様書」という。）に従い、法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受託者は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）中履行し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　委託者は、その意図する業務を履行させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の業務責任者（第８条に定める業務責任者をいう。以下この項及び第７条第２項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受託者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

６　この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下この条において「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

４　委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の保証）

第３条　受託者は、高松市契約規則（昭和３９年高松市規則第３６号）の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において委託者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

（１）　契約保証金の納付

（２）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証

（４）　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、業務委託料の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受託者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

４　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の１０分の１に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受託者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第５条　受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。履行期間の終了後又は第２７条から第３０条までの規定により委託者若しくは受託者がこの契約を解除した後も、同様とする。

２　受託者は、委託者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（一括再委託等の禁止）

第６条　受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。

２　受託者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。ただし、仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。

３　委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（監督職員）

第７条　委託者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

２　監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（１）　委託者の意図する業務を履行させるための受託者又は受託者の業務責任者に対する業務に関する指示

（２）　この約款及び仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

（３）　この契約の履行に関する受託者又は受託者の

業務責任者との協議
（４） 業務の進ちょくの確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
３ 委託者は、２人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任した場合にあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
４ 第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
５ 委託者が監督職員を置いたときは、この約款に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。
６ 委託者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、委託者に帰属する。
（業務責任者）
第８条 受託者は、業務の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。
２ 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
３ 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、業務責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。
（業務責任者等に対する措置請求）
第９条 委託者は、業務責任者、受託者の使用人又は第６条第２項の規定により受託者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
２ 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に委託者に通知しなければならない。
３ 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
４ 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受託者に通知しなければならない。
（履行報告）
第１０条 受託者は、仕様書の定めるところにより、この契約の履行状況について委託者に報告しなければならない。
（貸与品等）
第１１条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
２ 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
３ 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
４ 受託者は、仕様書に定めるところにより、履行期間の終了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
５ 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
（仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任）
第１２条 受託者は、業務の内容が仕様書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（条件変更等）
第１３条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。
（１） 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
（２） 仕様書に誤り又は脱漏があること。
（３） 仕様書の表示が明確でないこと。
（４） 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
（５） 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
２ 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
３ 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受託者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
４ 前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、仕様書の訂正また変更を行わなければならない。
５ 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又

は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第１４条　委託者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第１５条　委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による履行期間の変更）

第１６条　委託者は、特別の理由により履行期間を変更する必要があるときは、履行期間の変更を受託者に請求することができる。

２　委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第１７条　履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。

（業務委託料の変更方法等）

第１８条　業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。

２　この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

（一般的損害）

第１９条　履行期間中に、業務を行うにつき生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２０条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書の定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを委託者に通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

（業務委託料の変更に代える仕様書の変更）

第２１条　委託者は、第１２条から第１６条まで又は第１９条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

（業務委託料の支払）

第２２条　受託者は、業務を完了したときは、第１０条の規定により委託者に報告し、委託者による履行状況の確認を受けなければならない。

２　受託者は、前項の確認を受けた後、業務委託料の支払を請求することができる。

３　委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（一部完了払）

第２３条　月ごとの業務が完了したときは、前条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、「業務委託料」とあるのは「完了部分に係る業務委託料」と読み替えて、同条の規定を準用する。

（履行遅滞の場合における損害金）

第２４条　委託者の責めに帰すべき事由により、第２２条第３項（前条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（一部完了払金の不払に対する受託者の業務中止）

第２５条　受託者は、委託者が第２３条において準用する第２２条第３項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（不当要求行為を受けた場合の措置）

第２６条　受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（２）　暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

（３）　この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

２　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、

当該各号に定めるところによる。
（１） 暴力団等　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号及び次条第５号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第２条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。次条第５号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。
（２） 不当要求行為　不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。
（委託者の解除権）
第２７条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（１） 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
（２） 業務責任者を配置しなかったとき。
（３） 前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
（４） 第３０条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
（５） 受託者が次のいずれかに該当するとき。
ア　代表一般役員等（代表役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。
イ　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
ウ　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
エ　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
オ　契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
カ　アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、委託者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
第２８条　委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（１） 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下この項において「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この項において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
（２） 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下この項において「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
（３） 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
（４） 受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
（５） 受託者の刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。
第２９条　委託者は、履行期間が終了するまでの間は、前２条に定めるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
２　委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
（契約が解除された場合等の違約金）
第２９条の２　次に各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
（１） 第２７条又は第２８条の規定によりこの契約が解除された場合

（２） 受託者がその債務の履行を拒否した場合又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

２ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１） 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２） 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３） 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３ 第１項の場合において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、第２７条第５号の規定による契約解除の全部又は一部について、第３条第１項第３号又は第４号に掲げる保証が適用されない場合は、その適用されない範囲内においては、この限りでない。

（受託者の解除権）

第３０条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１） 第１４条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

（２） 第１５条の規定による業務の中止が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（３） 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき

２ 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第３１条 この契約が解除された場合において、業務の一部が完了し、かつ、可分のものであり、当該部分についてこの契約の目的を達成することができると認められるときにおける当該完了部分については、第２２条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、「業務委託料」とあるのは「完了部分に係る業務委託料」と読み替えて、同条の規定を準用する。

２ 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

３ 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第２７条、第２８条又は第２９条の２第２項の規定によるものであるときは委託者が定め、第２９条第１項又は第３０条第１項の規定によるものであるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償金の支払）

第３２条 受託者は、第２８条第１号から第４号までのいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、履行期間における業務委託料の総額の１０分の２に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

２ 前項の規定は、受託者が第２２条第１項の確認をした後においても適用があるものとする。

３ 前２項の規定は、委託者に生じた損害の額が第１項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（保険）

第３３条 受託者は、仕様書に基づき保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第３４条 受託者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払の日までの日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２ 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年３．０パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（補則）

第３５条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。